

豊田農村集落センター使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市教育委員会

住 所

申請者 氏 名

電話番号

次のとおり松阪市豊田農村集落センター条例に定める施設を使用したいので、松阪市豊田農村集落センター管理運営規則第4条第1項の規定により申請します。

使用する部屋													
使用設備及び備品		(持ち込み備品等)											
使用日時等	使用日時	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで										
	使用期間等	年 月～ 年 月 (第 週 曜日)	時 分から 時 分まで										
事業名及び使用目的													
団体名等	名 称		(会員数又は参加者数) 人										
	代表者名												
	住 所												
松阪市豊田農村集落センター条例第9条(使用料の減免)に関する事項		以下の理由により使用料の減免を申請します。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>市又は市の執行機関が主催又は共催する事業である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会教育法第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業のために使用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他 ()</td> </tr> </table>			市又は市の執行機関が主催又は共催する事業である。		市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用する。		住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用する。		社会教育法第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業のために使用する。		その他 ()
	市又は市の執行機関が主催又は共催する事業である。												
	市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用する。												
	住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用する。												
	社会教育法第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業のために使用する。												
	その他 ()												

(事務処理欄)

施設使用料	設備使用料	合 計	受付者	施設長	所属長
円	円	円			